

有価証券オプション取引における取引参加者と顧客間の証拠金制度の一部見直しについて

2024年3月22日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

有価証券オプション取引について、投資家の利便性を向上させるべく、取引参加者と顧客間での証拠金制度を一部見直し、顧客が最終決済の不履行リスクが生じない形態の有価証券オプション取引のみを行うとき、取引参加者と当該顧客との間で合意が成立している場合には、当該顧客に証拠金所要額と預託又は差入額との間に差額が生じた場合においても、顧客は取引参加者に対する当該差額の預託を行わずとも取引を継続できるものとします。

II. 概要

項目	内容	備考
・ 証拠金制度の一部見直し	・ 顧客が次の a から d までに掲げる取引に限定した取引を行う場合であって、b 又は d に掲げる取引に対する当該顧客に係る証拠金所要額に b 又は d に掲げる取引形態を実現するために証拠金として差し入れを行った金銭の額及び有価証券を代用価格により評価した額の合計額が満たない場合に、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）が自己の金銭をもってその差額（以下「預託分超過額」という。）を株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）に預託することを、取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者及びその指定清算参加者）と当該顧客（当該顧客が取次者である場合は、当該顧客及びその申込者）との間で合意し、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、その指定清算参加者）がクリアリング機構にその旨を申請した場合、取引参加者と顧客の間での証拠金所要額から当該預託分超過額を控除するもの	・ 当該預託分超過額を取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者及びその指定清算参加者）が自己の金銭をもってクリアリング機構に預託する場合、クリアリング機構

項 目	内 容	備 考
	<p>とします。顧客が次の a から d までに掲げる取引に限定した取引を行う場合において、現金不足額の計算には、b に掲げる取引形態を実現するために証拠金として差し入れを行った金銭の額を含めないものとします。</p> <p>a 業務規程第 8 条第 1 項第 1 号 a に定める有価証券プットオプションの買付け又は転売を行う取引</p> <p>b 業務規程第 8 条第 1 項第 1 号 a に定める有価証券プットオプションの売付けを行う際、同時に当該有価証券プットオプションの権利行使によって成立する数量分のオプション対象証券を権利行使価格で買付けた場合の買付け代金を証拠金として取引参加者に差し入れを行う取引</p> <p>c 業務規程第 8 条第 1 項第 2 号 a に定める有価証券コールオプションの買付け又は転売を行う取引</p> <p>d 業務規程第 8 条第 1 項第 2 号 a に定める有価証券コールオプションの売付けを行う際、同時に当該有価証券コールオプションの権利行使によって成立する数量分のオプション対象証券を証拠金として取引参加者に差し入れを行う取引</p>	<p>が定める取引証拠金の区分で行うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ b に掲げる取引により発生した建玉を決済するために行う取引を含みます。 ・ いわゆるターゲット・バイイング取引です。 ・ d に掲げる取引により発生した建玉を決済するために行う取引を含みます。 ・ いわゆるカバード・コール取引です。

Ⅲ. 実施時期（予定）

2024 年前半を目途に実施します。

以 上